

医業 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
Medical Management

医業経営

窓口業務の負担軽減と
医療情報の一元管理

マイナンバーカード
活用によるオンライン
資格確認の概要

- 1 オンライン資格確認導入の背景とその概要
- 2 オンライン資格確認を導入するメリット
- 3 医療機関における準備作業と留意点
- 4 クリニック導入事例と厚生労働省Q&A

1 | オンライン資格確認導入の背景とその概要

1 | オンライン資格確認の導入背景

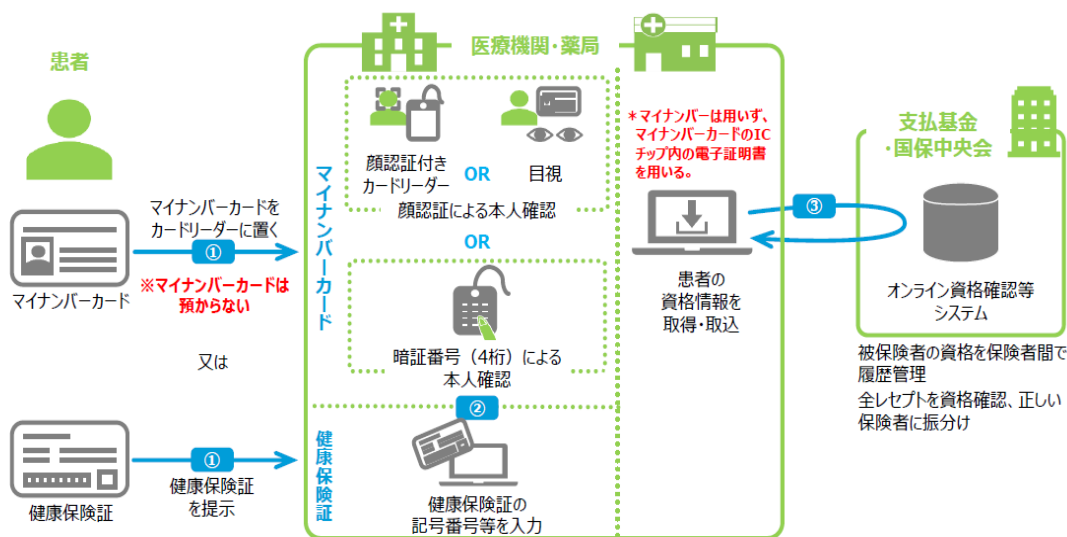
(1) オンライン資格確認とは

オンライン資格確認は、患者が持参したマイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号などによりオンラインで資格確認を行うことができる新制度です。

「資格確認」とは医療機関・薬局の窓口で、患者の保険資格情報を確認することで、この新制度の利用が開始された場合、その患者が現在、保険診療を受ける資格があるのか、即時オンライン上で確認できるようになります。

オンライン資格確認については、骨太の方針 2019 において、「2021 年 3 月から本格運用する」とされていましたが、医療機関等・保険者における現状と課題を踏まえ、システムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から、プレ運用を継続したうえで、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している 10 月までに本格運用を開始するとしています。

◆オンライン資格確認の体系等



出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

◆オンライン資格確認の導入(マイナンバーの健康保険証利用)について

- 医療機関・薬局の窓口で、患者の直近の資格確認情報等が確認できるようになる
- 保険者を異動しても個人として資格確認が可能となるよう、被保険者記号・番号を個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）で定める

(2)オンライン資格確認導入の背景

現状では、医療機関や薬局で資格確認をするために、患者の健康保険証に記載されている必要な項目（保険証記号番号、氏名、生年月日、住所など）の情報を医療機関システムへ一つずつ入力しています。

しかし、この時に資格の有効期限や正しい所持者であるかという確認が取れないため、健康保険証の有効性が確認できないという問題があります。その結果、月に一度のレセプト請求時に正しく請求できないことや、返戻処理が発生するため医療機関や薬局の事務作業の負担が生じることがあります。

こうしたことから、医療機関や薬局と医療保険者との間で、被保険者資格の有効性と本人確認を効率的に確認するための仕組み（オンライン資格確認）が求められるようになり、ICチップに搭載した電子証明書を使う方法が検討されました。

そして、二重投資を避けて広く社会で利用される IT インフラを安全かつ効率的に活用するという観点から、マイナンバーカードの活用が検討されました。

2 | オンライン資格確認の概要

(1)オンライン資格確認の仕組み

現行の資格確認では、資格情報に関する多項目の入力やリアルタイムで資格情報が確認できないなど、医療機関・薬局では資格確認に大きな問題を抱えていました。そこで、新制度のオンライン資格確認は、これらの問題を解消するためにオンライン上で被保険者の資格情報を簡単に行えるよう考えられた仕組みです。

◆オンライン資格確認の方法



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

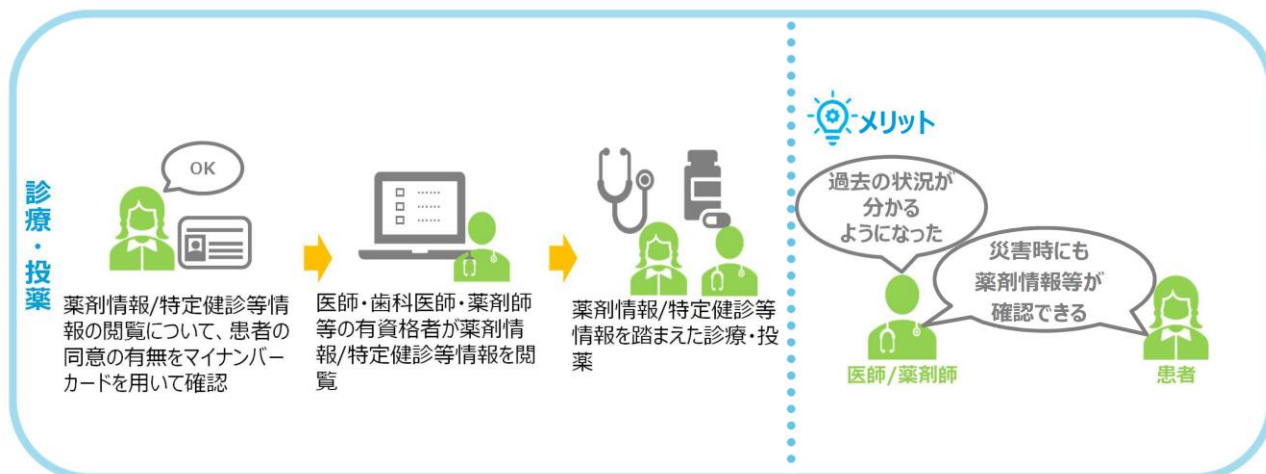
出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

(2) 薬剤情報等の閲覧

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関等で閲覧することが可能となります。

◆ 薬剤情報等の閲覧



※薬剤情報は、**レセプトから抽出された情報**となります。

※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

(3) マイナンバーカードを健康保険証として使用する場合の注意点

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。

なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで保険証の利用登録ができます。

また、医療機関・薬局の窓口では受診時にマイナンバーカードは預かりません。顔認証付きカードリーダーの場合は、患者自身にカードリーダーに置くこととなります。汎用カードリーダーの場合は、カードリーダーにかざすとともに、受付職員に見せていただくこととなります。一方で、患者の希望により、本人の前で支援を行うことは問題ありません。

患者が受診時にマイナンバーカードを忘れた場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様となります。仮に、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施することとなります。

2 | オンライン資格確認を導入するメリット

1 | オンライン資格確認の導入メリット

(1) 医療機関側のメリット

オンライン資格確認を導入することで、医療機関と患者の双方にメリットがあります。主に医療機関が受けられるメリットは以下のとおりです。

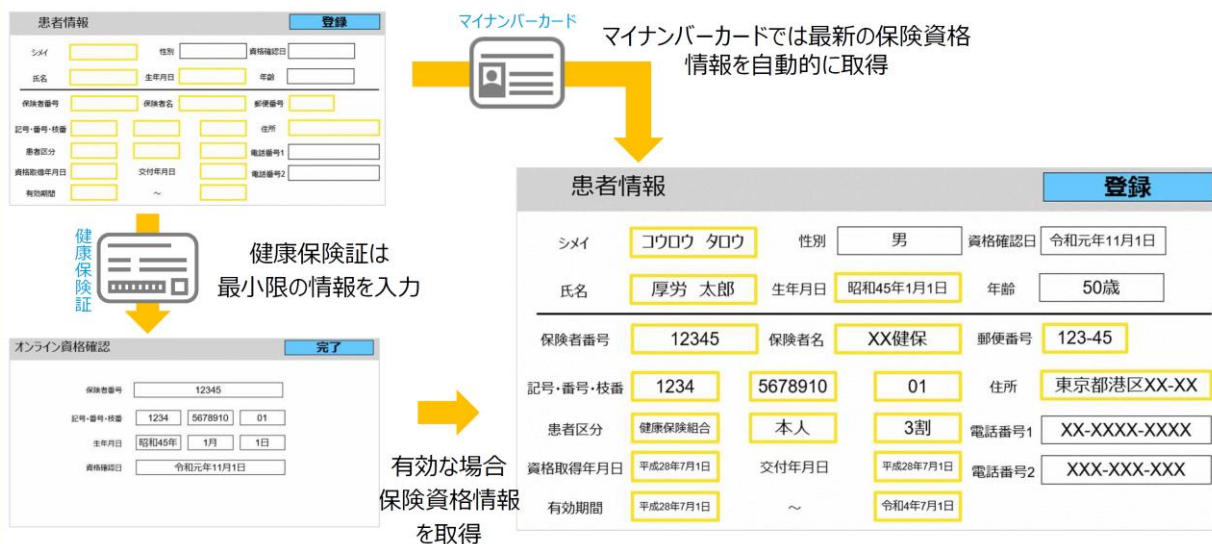
◆オンライン資格確認のメリット(主に医療機関側)

●資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

⇒オンライン資格確認を導入すると、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減される。

●保険証の入力の手間削減

⇒今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要があったが、オンライン資格確認を導入すると、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができる。健康保険証での資格確認についても、最小限の入力は必要だが、健康保険証が有効であれば同様に資格情報を取り込むことができる。



●来院・来局前に事前確認できる一括照会

⇒一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができる。

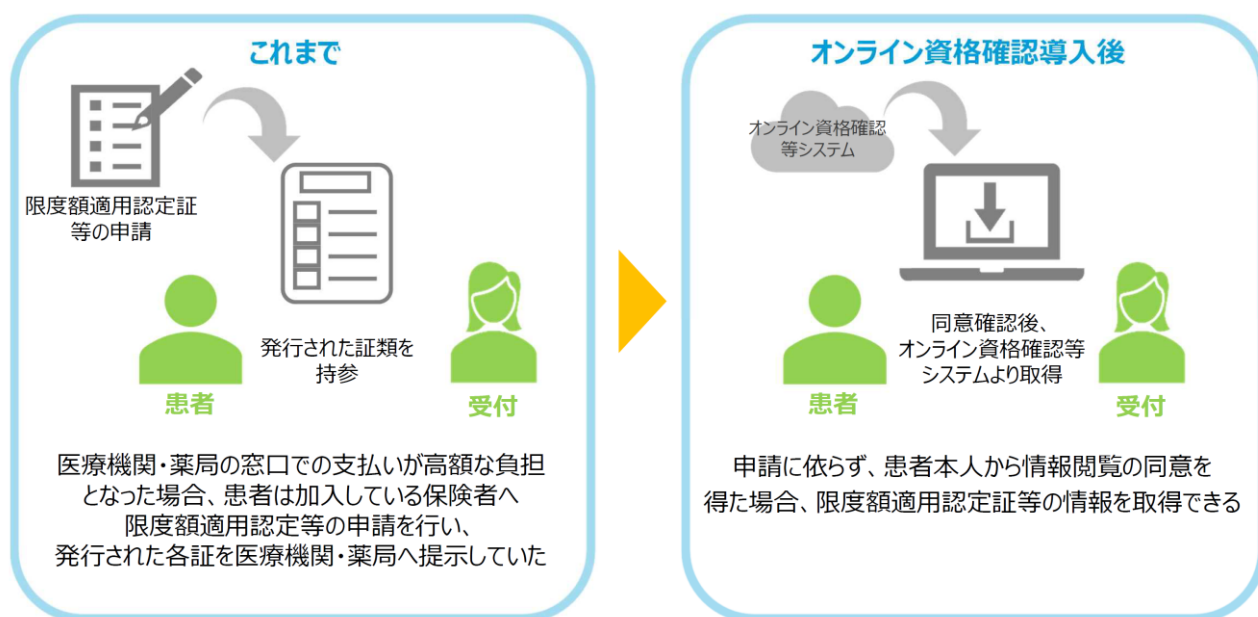
なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要がある。

(2)患者側のメリット

患者側が受けられるメリットの一つに「限度額適用認定証等の連携」が挙げられます。

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。オンライン資格確認を導入すれば、加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

◆限度額適用認定証等の連携



出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

◆医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

※特定疾病療養受療証はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の時のみ、本人が同意した場合、医療機関・薬局で閲覧可能とする。

2 | その他オンライン資格確認導入のメリット

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等が閲覧します。※薬剤情報、特定健診等情報は本格運用開始時点から閲覧可能。

◆薬剤情報・特定健診等情報の閲覧



薬剤情報/特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診等情報を閲覧

有資格者等とは
 医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

<閲覧イメージ>

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療月	入/外/出	処方箋の番号	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日	調剤日
10月	外来	5日	-	-	-	内服	オクタ-D錠20mg	オキチン錠	2錠	7	1錠
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロレス錠12.12mg	ルチン錠	1錠	7	1錠
10月	外来	5日	-	-	-	外用	シナロン-VG軟膏0.12%	シナロン-VG軟膏0.12%	5g	1	1錠
10月	外来	5日	-	-	-	注射	アネキサD点	アネキサD点	1錠	1	1錠
10月	調剤	6日	6日	1日	1日	内服	アネキサD点	アネキサD点	1錠	23	1錠
10月	調剤	6日	6日	1日	1日	内服	アネキサD点	アネキサD点	1錠	23	1錠
10月	調剤	18日	18日	1日	1日	内服	ニコスリン錠10mg	ニコスリン錠	3錠	23	3錠
10月	調剤	30日	30日	1日	1日	内服	アネキサD点	アネキサD点	1錠	23	1錠
11月	入院	5日	-	-	-	内服	シナロン-VG軟膏250mg	シナロン-VG軟膏250mg	2錠	1	2錠

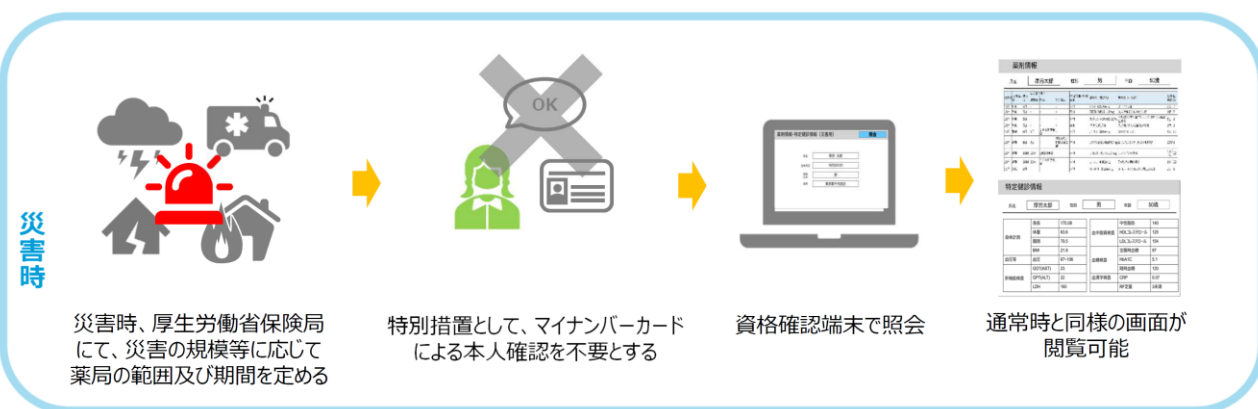
薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.08	中性脂肪	140							
	体重	63.6	HDLコレステロール	125							
	腰囲	79.5	LDLコレステロール	154							
	BMI	21.8	空腹時血糖	97							
血圧等	血圧	67-106	HbA1C	5.1							
	GOT(AST)	23	随時血糖	120							
肝機能検査	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07						
	LDH	160	RF定量	3未満							

特定健診等情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

オンライン資格確認を導入することで災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能となります。通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報の閲覧ができます。

◆災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧



災害時

災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める

特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする

資格確認端末で照会

通常時と同様の画面が閲覧可能

3 | 医療機関における準備作業と留意点

1 | オンライン資格確認導入手順

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の5ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダ（現在利用のレセプトコンピュータ等の業者）の現地作業までに期間を要するため、早めに顔認証付きカードリーダーの申し込みとシステムベンダへの発注が必要となります。

◆準備作業のステップ

ステップ1：医療機関等向けポータルサイトでのアカウント登録を行う

⇒医療機関等向けポータルサイト「<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>」から登録。

ステップ2：顔認証付きカードリーダー申し込み

⇒医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行う。

ステップ3：システムベンダへ発注

⇒導入を希望する時期と顔認証付きカードリーダーの製品名をシステムベンダに伝える。

ステップ4：導入・運用準備

⇒医療機関等向けポータルサイトにて、オンライン資格確認利用申請を行う。全ての導入作業完了後、正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」をシステムベンダが行う。立会いが必要な場合があるので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダに確認する。オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行う。

「個人情報保護の利用目的」の更新を行い、オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行う。（ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーを申し込み済の医療機関・薬局に送付される予定）

ステップ5：運用開始

⇒準備が整い次第、オンライン資格確認の運用を開始する

医療機関等は、オンライン資格確認を導入した際にポータルサイトを通して補助金を申請することができます。また、オンライン資格確認は、オンライン請求の回線環境を活用します。ご利用できるネットワークの回線種類は、IP-VPN 接続方式（光回線に限る）と IP-sec + IKE 接続方式の2種類です。詳細は下記の URL よりご確認ください。

「https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf」

2 | オンライン資格確認に関する補助金

オンライン資格確認を導入する医療機関・薬局は補助金を申請することができます。

顔認証付きカードリーダーは、病院については3台まで、診療所については1台が無償提供されます。それ以外の費用については申請することで補助金が出る場合があります。

詳しい補助内容については以下のとおりです。

◆オンライン資格確認に関する補助金の内容

医療機関・薬局への補助

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院3台まで、診療所等1台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限度と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限度は、消費税分を含む費用額です。

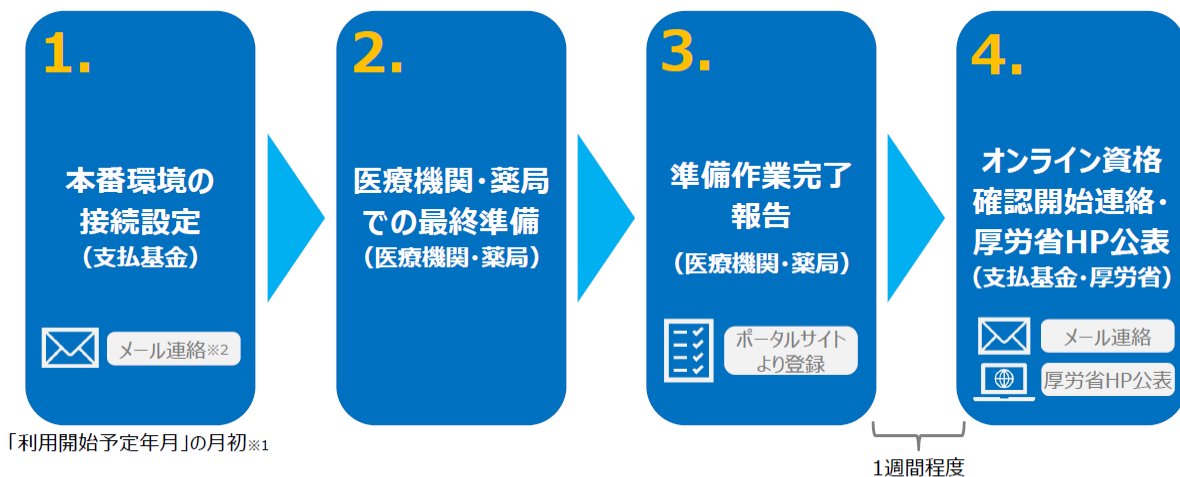
出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

3 | オンライン資格確認(プレ運用)への参加

前述したように、当初オンライン資格確認については、2021年3月からの本格運用を予定していましたが、現在は10月からの本格運用に向けてのプレ運用となっています。

医療機関・薬局は、「オンライン資格確認利用申請」を行えばオンライン資格確認(プレ運用)に参加することができます。

◆オンライン資格確認開始までの流れ



※1：「オンライン資格確認利用申請」に提出いただいている「利用開始予定年月」に応じて、月初（例：「令和3年4月」で回答いただいている場合、4月1日）より本番環境へ接続可能となります（令和3年3月以前にご回答いただいている医療機関・薬局は3月27日より利用可能です）
 ※2：既にプレ運用参加が確定している医療機関・薬局は、本ご案内はいたしません。

出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

4 | マイナンバーカードの保険証利用についての検討事項

2021年4月13日に開催された経済財政諮問会議で、有識者議員から、2024年度までに運転免許証とマイナンバーカードの一体化と、各企業の健保組合における単独の健康保険証交付をとりやめ、マイナンバーカードへの完全な一体化を実現すべきと提言されました。

一方で、医療機関・薬局等の準備が完全に進まない状況において健康保険被保険者証を廃止してマイナンバーカードに一本化した場合、保険診療の提供に影響が出ることも考えられるため、医療機関・薬局等のオンライン資格確認導入のための準備促進も重要なテーマとなります。

◆顔認証付きカードリーダー申込数(2021年4月18日時点)

セグメント	申し込み施設数	割合
病院	6,421 / 8,276	77.6%
医科診療所	40,011 / 89,159	44.9%
歯科診療所	35,143 / 70,935	49.5%
薬局	48,342 / 60,095	80.4%
合計	129,917 / 228,465	56.9%

※各施設の分母は全国の各施設の総数を示す

出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

4 | クリニック導入事例と厚生労働省Q&A

1 | クリニックのオンライン資格確認導入事例

(1) Aクリニックの概要

医療機関等向けポータルサイトでは、オンライン資格確認の導入事例を紹介しています。本稿では、クリニックの事例を紹介します。

◆ Aクリニックの概要

● 導入を検討した背景と経緯

当院は2013年に内科、小児科、呼吸器内科を診療科目とし、JR中央線武蔵境駅からバスで5分ほどの地に開業。開業当時、周辺は広大な林地であったが、ほどなく宅地造成が進んで100軒を超える民家や集合住宅が建設された。そのため当院の患者の年齢層は、このエリアに新居を構えた家族の子どもたちから代々この土地に住んでいるお年寄りまで幅広いのが特徴である。

現在、当院は理事長と看護師2名、事務員2名で運営。通常であれば1日平均約60人の患者を診療しているが、インフルエンザシーズンともなれば初診患者だけで30人以上が来院。さらにインフルエンザの二次感染による肺炎、気管支喘息やCOPDの増加、花粉症などが重なり、1日患者数が190人以上に達したこともある。

さまざまな疾患の患者により良い診療とサービスを提供し、必要に応じて基幹病院に紹介するため、当院では早くから電子カルテシステムを導入していた。2020年9月に電子カルテシステムの更新時、メーカーの担当者からオンライン資格確認等システムについても情報提供を受けたことが、導入を検討するきっかけになった。

(2) オンライン資格確認等システム導入理由

多数の患者が受診されると事務員の業務負担が激増し、保険資格過誤によるレセプト返戻がさらに疲労を募らせることとなります。オンライン資格確認等システムを導入することにより、事務員の負担を減らしたいと思ったことが導入のきっかけとなりました。

Aクリニックでは元々、健康保険証の入力作業に時間を要していたので、入力作業削減により事務員の負担軽減が見込めるのも一つの理由となりました。

また、オンライン資格確認等システムを導入した大きな理由として、高齢患者に「ポリファーマシー（多剤服用による薬物有害事象）」弊害がおよぶのを防ぎたかったことを挙げています。オンライン資格確認等システムの導入により薬剤情報閲覧を活用することが、薬物有害事象を防ぐうえでも必須になると考えたようです。また、特定健診データを参照できることに加え、オンライン資格確認に対する患者の理解が導入の決め手となりました。

(3)システム導入後の変化について

システム導入後の変化について、Aクリニックでは以下のことを挙げています。

◆システム導入後の変化

- 顔認証付きカードリーダーを受付カウンターに設置。本体が思ったよりコンパクトだったので、設置場所や受付導線に困ることはなかった。
- 患者自身がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くため、職員は置き忘れがないように気を付ける必要がある。
※顔認証付きカードリーダーには、カードの置き忘れ時にアラームが鳴る機能がついている
- 保険資格の確認は、これまで目視による健康保険証の確認と手作業による入力で、患者1人当たり30秒ほどかかっていたが、顔認証付きカードリーダーを導入することにより、この作業が瞬時に済むようになった。
- プライマリ・ケアを担うクリニックは、インフルエンザシーズンなどで患者数が通常より格段に増加することがあり、その際に資格確認やレセプト返戻にともなう事務員の負担が大幅に軽減されるメリットは大きいと感じた。

2 | オンライン資格確認の今後の活用予定

オンライン資格確認は今後のデータヘルス[※]の基盤となります。今後予定されている内容は以下のとおりです。

※医療保険者が健康医療情報を活用した分析を行った上で行う、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業を指す。

◆オンライン資格確認の今後の予定

- オンライン資格確認等システムを基盤とし、2022年夏を目途に電子処方箋の仕組みを構築。これにより紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)が可能となる。
- 閲覧・活用できる健診等の拡大
- 2023年度中を目途に、現在対象になっていない生活保護受給者の医療券も対象に
- モバイル端末でのオンライン資格確認の検討

3 | オンライン資格確認に関するQ&A

厚生労働省では、オンライン資格確認についてのQ&Aを公表していますので、一部抜粋して紹介します。2023年3月末には、ほぼすべての医療機関での導入を目指していますので、オンライン資格確認への対応は必須であるといえます。

◆オンライン資格確認に関するQ&A

Q 1	医療機関・薬局では、患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？
A 1	医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。
Q 2	医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？
A 2	オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。
Q 3	オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？
A 3	資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして検討してください。今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入を検討してください。
Q 4	マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？
A 4	医療機関の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。
Q 5	レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？
A 5	オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。
Q 6	医療機関向けポータルサイトにアカウント登録すると、年会費など費用はかかりますか？
A 6	アカウント登録も含めて費用はかかりません。

出典：厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

■参考資料

厚生労働省：オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）
第142回社会保障審議会医療保険部会資料

医業経営情報レポート

窓口業務の負担軽減と医療情報の一元管理
マイナンバーカード活用によるオンライン資格確認の概要

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。